別紙番号	

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称			
第一種指定化学物質の号番号			単位 kg mg－ＴＥＱ（ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類の場合）
排出量	イ 大気への排出	．	
	ロ 公共用水域への排出	．	排出先の河川、湖沼、海域等の名称 〔 〕
	ハ 当該事業所における土壌への排出（ニ以外）	．	
	ニ 当該事業所における埋立処分	．	埋立処分を行う場所 （該当するものに○をすること） 1．安定型 2．管理型 3．遮断型
移動量	イ 下水道への移動	．	移動先の下水道終末処理施設の名称 〔 〕
	ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）	．	
	当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の処理方法（該当するものに○をすること（複数選択可）） 01 脱水・乾燥 02 焼却・溶融 03 油水分離 04 中和 05 破砕・圧縮 06 最終処分 07 その他	
		廃棄物の種類（該当するものに○をすること（複数選択可）） 01 燃え殻 02 汚泥 03 廃油 04 廃酸 05 廃アルカリ 06 廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類 07 紙くず 08 木くず 09 繊維くず 10 動植物性残さ 11 動物系固形不要物 12 ゴムくず 13 金属くず 14 ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄくず・陶磁器くず 15 鉱さい 16 がれき類 17 ばいじん 18 その他	
※整理番号			

備考
1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。
3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称（令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名）及び号番号を記載すること。
4 排出量及び移動量の有効数字は２桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が1kg 未満の場合、小数点以下第２位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
5 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。
7 ※の欄には、記載しないこと。
8 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本工業規格Ｘ０５１０に適合するものを記載することができる。

（二次元コード記載欄）

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成二十二年度において特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五条第二項の規定により行われるべき届出については、この省令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○財務省・国土交通省令第一号

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）附則第八十九条において準用する附則第五十六条から附則第五十八条までの規定に基づき、並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）及び同令を実施するため、特定国有財産整備特別会計事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月一日

財務大臣 菅 直人
国土交通大臣 前原 誠司

特定国有財産整備特別会計事務取扱規則の一部を改正する省令

特定国有財産整備特別会計事務取扱規則（昭和四十四年大蔵省運輸省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

財政投融資特別会計特定国有財産整備勘定事務取扱規則

第一条を次のように改める。

（所管部局長及び総括部局長の指定の通知）

第一条 財政投融資特別会計の特定国有財産整備勘定（以下単に「特定国有財産整備勘定」という。）に係る事務を行う所管大臣（以下単に「所管大臣」という。）は、特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号。以下「令」という。）附則第八十九条において準用する令附則第五十六条に規定する総括部局長（以下単に「総括部局長」という。）の指定又は令附則第五十七条第二項に規定する所管部局長（以下単に「所管部局長」という。）の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を他の所管大臣に通知しなければならない。

第二条を次のように改める。

（徴収済額集計表及び支出済額集計表の様式）

第二条 令附則第八十九条において準用する令附則第五十七条第二項に規定する徴収済額集計表及び令附則第八十九条において準用する令附則第五十八条第二項に規定する支出済額集計表の様式は、別紙第一号書式及び第二号書式によるものとする。

第三条中「令」の下に「附則第八十九条において準用する令」を加え、「及び」の下に「令附則第八十九条において準用する令附則」を加える。

第四条の見出し中「会計」を「特定国有財産整備勘定」に改め、同条第一項中「(第一条に規定する所管部局長をいう。以下同じ。)」を削り、「令」の下に「附則第八十九条において準用する令」を加え、「に掲げる期限」を「の下欄に掲げる提出期限」に改め、「(第一条に規定する総括部局長をいう。以下同じ。)」を削り、同条第二項中「令」の下に「附則第八十九条において準用する令」を加え、「会計」を「特定国有財産整備勘定」に改める。

第六条中「令」の下に「附則第八十九条において準用する令」を加える。

別表第二会計全体の計算に関する書類の項中「会計」を「特定国有財産整備勘定」に改める。

別紙第1号書式から別紙第五号書式まで中「特定国有財産整備特別会計」を「財政投融資特別会計（特定国有財産整備勘定）」に改める。

附 則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。